

国立市立学校給食センター整備運営事業実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見と市の考え（市民の方）

○意見募集期間：令和2年8月3日（月）～8月19日（水）

○意見提出者数：20名

※個人情報を含むご意見等は趣旨を損なわない範囲で一部変更をさせていただきます。

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-------------|---|---|-------|
| ○本事業の目的について | | | |
| 1 | 第1節 本事業の目的 安全で美味しい給食の提供と事業コストの縮減は、子ども本位の給食を目指すなら相反する関係になる。もし、あくまで安全性を追求するなら、食器をプラスチックでなくコレールの採用を検討してほしい。しかし、コスト削減という名目で検討される余地があるのか。 | 安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を継続して提供することは本事業の目的であり、そのことを念頭に要求水準書（案）の作成を行ってきました。一方で、限られた財源を効率的に使っていくことも重要であると考えており、コスト縮減の視点をもって検討を行っています。 21ページのNo.116～119の回答もあわせてご覧ください。 | 無 |
| 2 | 第1章第1節目的 「…市民サービスの向上や事業コストの縮減、歳入の確保につながるような…」 学校給食に上記の言葉は、なじまない。コストの削減は、人件費などの縮小につながり、良い人材が継続して働き続けることができにくくなる。短時間で効率よく給食を大量に作るためには、ベテランの調理員が欠かせない。給食の質の低下や、遅延などの事故に通じかねないとする。削除を求めたい | | |
| 3 | 実施方針P1（1）事業目的 短い文章の中に「安全でおいしい給食の提供」との表現が4カ所、「事業コストの縮減」との表現が2カ所、連続して記載されており、くどい印象を受けます。もう少しシンプルな表現でよろしいかと思えます。 | 「安全でおいしい給食の提供」は本事業の目的のメインとなる内容であることから、繰り返し記載しています。 | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|---|-------|
| 4 | <p>実施方針P1 (1) 事業目的</p> <p>SDGsとの関係については、17の目標（ゴール）を列記するだけでなく、目標の下のどのターゲットにつながるかを意識していただくよう、お願いします。例えば、「目標1 貧困をなくそう」であれば、「ターゲット1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」ターゲット1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」</p> <p>「ターゲット1-4 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する」に関連します。新給食センター整備事業が、目標だけでなくターゲットの解決にどの程度寄与しているかを測るためには、ターゲットを測る独自指標をたて、事業実施によって指標がどの程度変化（改善）したか、検証されなくてはなりません。</p> | <p>特に注視すべきゴールを記載していますが、市としてはSDGs全体を推進すべきと考えますので、事業者には概括的に本事業の中で、その推進をしていただきたいと考えています。</p> | 無 |
| 5 | <p>要求水準書（案）P2 1節事業目的</p> <p>関係するSDGs目標として1、2、3、4、12、13を列記していますが目標5と8も加えてください。直営から民間委託されることは、「目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」の、特に「ターゲット8-5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」に関連します。子への食の提供は、従来、女性の家事労働とされてきたことから、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の、特に「ターゲット5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する」に関連関連します。</p> | | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----------|---|--|-------|
| ○市の役割について | | | |
| 6 | 第2節 本事業の基本方針 給食提供の責任について記載がない。献立作成、栄養管理、食材調達、食育推進など根幹となる部分は市が責任を負うという明確な明記が必要である。 | <p>ご指摘のとおり市と事業者の業務範囲を明確にすることは重要であると考えています。実施方針4～5ページ及び要求水準書（案）3～5ページにおいて、事業の対象範囲を示しており、運営業務における市と事業者の役割を明記しています。</p> <p>市が行う業務と責任についてより明確になるよう、「献立作成や食材発注、検食、地方自治体独自の委員会等、事業の根幹となる業務は、従来どおり市が実施主体として行う業務範囲とし、あくまで給食事業は市の責任において進める」ことを、要求水準書に記載します。</p> | 有 |
| 7 | 国立市が責任を持って、今後も学校給食の運営にあたることを文章化してください。また、教育的視点からの理念、指針を明記してください。 | | |
| 8 | 要求水準書に、市が責任を持って学校給食を今後も行うという文言を明記すべき。 | | |
| 9 | 教育的視点からの理念、指針も具体的に記載するべき。そのために国立市の食育の基本指針を先に明確にするべき。 | | |
| 10 | 基本精神に『…引き続き国立市が責任を持って行う』は明確に入れるべき。食べることは日常的な楽しい行為ではあるが、小中学校給食の場合は教育の一環なので責任主体は当然のこと基礎自治体であると思う。塾や家庭教師は、『お勉強』は教えてくれるものの、食育はノータッチですから市は出番です。 | | |
| 11 | 冒頭に国立市学校給食の提供についての国立市の責任と理念を明記してください。「将来にわたり全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を継続して提供するためにも」「児童生徒に喜ばれる、安全でおいしい給食の提供を目指し」といった文言では不明確。何をもち「安全」とするのか。遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品も、政府が「安全」と言えば安全になる（そもそも農業の使用も基準値を超えていなければ「安全」とされる）。心と体の基礎をつくる時期にある小中学生に一律に提供するものだからこそ、より高い安全性と安心（国産、地場産、減農薬、無化学調味料、手づくり）にこだわって、質と透明性の高い給食提供が必要。これまで市民参加で培い、守ってきた国立市の学校給食のあり方について、「安全」「おいしい」という曖昧な言葉ではなく、また、SDGsを引き合いに出すのではなく、具体的に明文化し、市の責任について言及してください。 | | |
| 12 | （要求水準書に追記が必要な内容） 学校給食の責任は市にあり、今後も市の責任で給食業務を行うこと。給食の内容や方針、センターの業務内容の全ては、給食センター業者に決定権はなく市が決定する、ということ。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|--------------------------------|-------|
| 13 | <p>(要求水準書に追記が必要な内容)</p> <p>具体的な教育的視点からの理念、指針の記載をする。国立市の食育の基本理念、方針や内容全てに、給食センター業者は必ず協同する。</p> | <p>前ページのNo.6～12の回答をご覧ください。</p> | |
| 14 | <p>(具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。)</p> <p>学校給食の責任が全て市にあると明記する。</p> | | |
| 15 | <p>(具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。)</p> <p>給食の内容や方針、センターの業務内全般、給食センター業者に決定権はなく市が決定するというこ と。</p> | | |
| 16 | <p>学校給食の責任が全て市にあることを記載するべきです。給食に関する全てのことは、業者側の、意見 に左右されることなく、市が決定権を持つことを記載してください。</p> | | |
| 17 | <p>「基本方針」に、「学校給食の提供において、献立作成・栄養管理・食材調達・食育推進など根幹とな る部分については、引き続き、国立市が責任を持って行う」の記載がない。民間丸投げとにならないよ う、基本方針に「市の責任」を書いておくべき。</p> | | |
| 18 | <p>民間丸投げにならないように、「基本方針」に、「学校給食の提供において、献立作成・栄養管理・食 材調達・食育推進など根幹となる部分については、引き続き、国立市が責任を持つ」旨を記載くださ い。</p> | | |
| 19 | <p>「基本方針」に、「学校給食の提供において、献立作成・栄養管理・食材調達・食育推進など根幹とな る部分については、引き続き、国立市が責任を持って行う」の記載がない。民間丸投げとにならないよ う、基本方針に「市の責任」を書いておくべき。</p> | | |
| 20 | <p>実施方針1ページ(2)事業の基本方針、および要求水準書案第2節本事業の基本方針の中に、「学校 給食の提供において、献立作成・栄養管理・食材調達・食育推進など根幹となる部分については、引き 続き、本市が責任をもって行う」ことを明記してください。部分的には記載されていますが、業務委託 契約にあたって市及び民間事業者が取り扱う業務の範囲を明確にする必要があり、民間業者に対する要 求水準書であっても、基本方針の中で市の役割を明らかにしておく必要があると思います。他市ではき ちんと記載されています。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|---------------------|---|--|-------|
| 21 | 第1章 総則7行目 「本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする」とあるが、国立市の給食については引き続き本市が責任を持って行うと何度も説明を受けていた。これでは、市の責任は曖昧で丸投げを宣言しているのに等しい記述だ。 | 事業者の業務範囲の中において、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとしています。 3ページのNo.6～12の回答もあわせてご覧ください。 | 無 |
| 22 | 第1章 総則 本市と事業者の両方でモニタリングを行うとある。給食に対する市の関り方が丸投げとも取れる中で、どこまで正確なモニタリングを行うことができるか。モニタリングの結果は市民に公表し、市民の意見も聞いてほしい。 | モニタリングの結果については公表する予定です。 | 無 |
| ○食育基本法・食育推進基本計画について | | | |
| 23 | 遵守すべき法律に「食育基本法」を記載すべき。 | 遵守すべき法制度等について、「食育基本法」を追記します。「学校給食法」については、要求水準書（案）8ページに記載があります。食育推進基本計画の策定に向けては、様々な社会的課題と食育との関わりを含め、食育に関する施策横断的な議論を行う必要があると考えています。今後、庁内関係部署の職員により構成される「食のまちづくり推進プロジェクトチーム」を設置し、議論を深めていきます。食育推進基本計画は、このプロジェクトチームの報告書を受けた後、策定に着手していきます。そのような状況もあり、食育推進基本計画については遵守すべき法制度等には記載していません。 | 有 |
| 24 | （要求水準書に追記が必要な内容） 遵守すべき法律に「食育基本法」明記する。 | | |
| 25 | 第2節（3）食育 ここで食育に触れながら、第5節遵守すべき法制度に食育基本法を入れてないのは、やる気があるのか疑問に思ってしまう。栄養士さんや調理師さんも授業の中に入り、直接子どもと触れ合う中で、食への興味関心もわき、食糧問題やエコロジーごみ問題などにも取り組んでいける。季節の野菜などを献立に使いそれを印刷物で紹介するだけの食育では情けない。 | | |
| 26 | 遵守すべき法律の中に「食育基本法」を入れてください。基本中の基本が抜けています。 | | |
| 27 | 遵守する法律・条例の中に「食育基本法」を入れてください。 | | |
| 28 | （具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。） 遵守すべき法律に「食育基本法」明記する。 | | |
| 29 | 遵守すべき法律が、要求水準書のP8に列記されているが、そこに「食育基本法」も入れてください。今年中に作成される国立市の食育推進基本計画も入れてください。 | | |
| 30 | 第1節 本事業の目的 HACCP、SDGsなどについて記載はあるが、給食の根幹ともいえる「学校給食法」「食育基本法」についての記載がない理由を聞きたい。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|--------------------------|-------|
| 31 | 第5節 遵守すべき法制度等 食育基本法、食育推進基本計画（現在策定中）を明記して欲しい。 | 前ページのNo.23～30の回答をご覧ください。 | |
| 32 | 第一に、要求水準書より先に、国立市の「食育推進基本計画」を市民の意見を取り入れ策定すべきです。そして遵守すべき法律に「食育基本法」明記し、国立市の食育推進基本計画を遂行できることが条件である旨を、要求水準書に記載する必要があります。 | | |
| 33 | 遵守すべき法律の中に「食育基本法」が入っていないのは大問題。食育に対するアンテナが低すぎる市政のあり様が、このような形に出ている。また、2020年度中の策定が求められている「国立市食育推進計画」も入れるべきではないか。 | | |
| 34 | まず第一に国立市の今後の食育の指針、方針、内容のまとめを作成し、市民に周知してください。 | | |
| 35 | 要求水準書より先に、国立市の「食育推進基本計画」を策定し、市民に周知すべきです。食育の基本計画がないまま、国立市の食育も担う給食センターが作れますと言えるはずがありません。 | | |
| 36 | （具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。） 給食センターは国立市の食育推進基本計画に沿って稼働すると明記。 | | |
| 37 | （具体的な数値目標をあげて記載すべき） 食育推進基本計画に基づいた、食育に適する食材の選定の推進 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----------|--|---|-------|
| ○浸水対策について | | | |
| 38 | 給食センターを災害時に稼働させるのであれば、浸水想定区域に建設されるセンターに50センチの盛り土のみでは災害対策としては不十分ではないでしょうか。 | 施設を計画するにあたっては、道路から敷地に入ってきた配送車が施設の荷受室等に安全にアプローチできる動線を確保するため、敷地入口から施設までの適切な距離や勾配を検討する必要があります。施設の設計前の現段階では50センチ以上の盛り土等を行った場合に、実際に配送車のアプローチ等が可能かどうか不明なため、設計をする事業者にも工夫と提案を求めています。なお、施設内のフロアの高さは配送車の高さにあわせて地盤面から約1メートル高くなるので、周辺道路面からは約1.5メートル高くなります。要求水準書において、最大0.5-3mの浸水想定高さを明記し、対策を求めるよう記載を変更します。 | 有 |
| 39 | ハザードマップでは給食センター建て替えの場所は、浸水地域0.5～3mとなっているので、0.5m以上ではなく、3mの浸水に備える万全な対策をとってください。 | | |
| 40 | 要求水準書（案）25ページ（3）多摩川洪水浸水想定区域 2019年の多摩川氾濫は記憶にあたりたいところです。盛り土が50cm以上でセンターが守られるのでしょうか。その他設備について「高所」に設置する、「備えを十分に配慮」と漠然と書かれていますが、明確な数字が必要なのではないでしょうか。 | | |
| 41 | 新給食センターの盛り土について、50cm以上とありますが、ハザードマップと照らし合わせますと、不足していると思われます。 | | |
| 42 | 「盛り土50センチ」で安全とは本当か疑問。想定外の災害が多発する昨今、治安治水のあり方は大きく変えていく必要があると盛んに言われている。計画立案時と現在は気象条件は全く違うと思う。まさか!?!の備えは、今一度より一層の万全を求む！ | | |
| 43 | （要求水準書に追記が必要な内容） 現在の建設予定地は、ハザードマップで0.5m～3mの浸水地域なので、盛り土3m以上と明記。 | | |
| 44 | （具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。） 現在の建設予定地は、ハザードマップで0.5m～3mの浸水地域であるので盛り土は3m以上と明記する。 | | |
| 45 | 建築物について・・・現在の建設予定地は、ハザードマップで0.5m～3mの浸水地域。よって盛り土は3m以上と記載。 | | |
| 46 | 6.（3）多摩川洪水浸水… 3m浸水予想が出ているのに、盛り土50cmでは不十分である。3mの浸水に対応する対策を盛り土でなくてもよいので求めるべき。例えば、1階は駐車場にして、2階を調理場にするとか、色々なやり方があると思う。電気設備やボイラーを高所に設置しても、肝心の調理器具（電化製品）や食器などが水をかぶったら、調理はできない。大規模災害や感染症拡大時の対応を協定しても、肝心の給食センターが使用できなくなっていたのでは、意味がない。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|---|-------|
| 47 | <p>「基本方針」の「食の安全性の確保」に、「多摩川洪水浸水対策」を書き込むことが必要。新センターを、「洪水ハザードマップ3m」が想定される土地を借りての建てることを決定したのであれば、リスクを最大限軽減する方策を書かなければならない。浸水した場合の資産の損害額、一定期間の給食サービスの停止の予測も立てているか。昨今の豪雨は3mの浸水予定地は、文字通り3mの高さまで建物を浸し、甚大な水被害をもたらしている。国立市のリスク対策として「盛り土50cm」では不十分ではないか。「要求水準書案」(P25)にある「多摩川洪水浸水想定区域」の5行の記載では不十分である。</p> | <p>前ページのNo.38～46の回答をご覧ください。</p> | |
| 48 | <p>洪水ハザードマップ3m」が想定される土地を借りての建てるのであれば、洪水発生時の持続的な給食の提供に向けたリスク対応を「基本方針」の「食の安全性の確保」に明記してください。</p> | | |
| 49 | <p>「基本方針」の「食の安全性の確保」に、「多摩川洪水浸水対策」を書き込むことが必要。新センターを、「洪水ハザードマップ3m」が想定される土地を借りての建てることを決定したのであれば、リスクを最大限軽減する方策を書かなければならない。浸水した場合の資産の損害額、一定期間の給食サービスの停止の予測も立てているか。昨今の豪雨は3mの浸水予定地は、文字通り3mの高さまで建物を浸し、甚大な水被害をもたらしている。国立市のリスク対策として「盛り土50cm」では不十分ではないか。「要求水準書案」(P25)にある「多摩川洪水浸水想定区域」の5行の記載では不十分である。</p> | | |
| 50 | <p>○第2章 設計業務 6 (3) 多摩川洪水浸水想定区域 盛り土50センチ以上では、災害時におけるセーフティネットとしては、あまりにも貧弱ではないか。大幅に修繕が必要になった場合の費用負担はどうなるのか。</p> | <p>ご指摘いただいたケースの取り扱いについては、現在検討中であり、入札公告時に公表する事業契約書(案)でお示しする予定です。 前ページのNo.38～46の回答もあわせてご覧ください。</p> | 無 |
| 51 | <p>資料2、事業予定地位置図について この事業予定位置図は、洪水ハザードマップによると浸水予想地域に当たります。これまでに経験したことのない災害に見舞われることも十分あり得ます。その被害の状況によっては、給食センターの機能が長期にわたって運営不可能になり、再建、補修に莫大な費用がかかる可能性があります。市内の地権者の方に幅広く協力の要請をするなどして、安全な用地の確保に努め、現在の事業予定地を変更されることを強く求めます。</p> | <p>給食センターの建設用地としては、用途地域は準工業地域か工業地域で、一定の広さの土地が必要となります。国立市においては、準工業地域で浸水想定のない場所は限られていることもあり、現在の事業予定地での建設が適切であると考えています。 前ページのNo.38～46の回答もあわせてご覧ください。</p> | 無 |
| 52 | <p>国立市には現在の「センター」近くには市の公園などもあり、現在地付近での給食センター再建が可能であるとする。団地の立て替えを含めて再検討すべき。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----------|--|--|-------|
| ○災害対策について | | | |
| 53 | 緊急時の給食センター活用について、市防災担当と具体的な協議は行っていますか。炊き出しや避難所への食糧供給は具体的にどのように行われますか。 | 防災担当と協議する中で、発災規模や避難者に応じた様々なケースを想定しています。基本となるのは、施設機能や人的資源（事業者との協定）等を活用した調理場での炊き出しや避難所への配送等ですが、具体的な対応は発災規模等により異なります。要求水準書（案）において、大規模災害や感染症拡大などの緊急時の対応について、事業者と「緊急時における給食支援業務等の協力に関する協定書」を締結する旨記載しており、その中でより具体的な事業者の協力について協議していきます。 | 無 |
| 54 | （要求水準書に追記が必要な内容） 災害時の炊き出し | | |
| 55 | （具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。） 災害時の炊き出し機能を記載 | | |
| 56 | 第2節 本事業の基本方針 災害等で食の確保が困難になった時に給食センターはいち早く復旧し、市民へ食の提供をする存在となつてほしい。そのような意味からも、公共施設としての機能を明記して欲しい。 | | |
| 57 | 予定地がハザードマップ内である事から、災害時の「備蓄倉庫もかねる」のは考えられない事。ましてや「供給する」事もありえない。 | | |
| | | 7ページのNo.38～46の回答もあわせてご覧ください。 | |
| ○設計業務について | | | |
| 58 | 要求水準書（案）26ページ iii 調理室 「十分な数の手洗い場」とありますが、具体的な数字が必要なのではないのでしょうか？ | 要求水準書は、PFI事業の持っている本来の特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、基本的な考え方を示すものであり、該当部分については具体的な箇所数や広さについては示していません。 | 無 |
| 59 | 要求水準書（案）26ページ iii 調理室 「十分な作業スペース」とありますが、具体的な数字が必要なのではないのでしょうか？ | | |
| 60 | 第2章 4.（2）空調 新型コロナウイルス感染防止のため、空調は、室内循環型の物でなく、外気を取り入れ交換できるものにしてほしい。水準書では、その辺が曖昧ではないか。 | 換気設備については、要求水準書（案）P21②換気設備に記載があります。 | 無 |
| 61 | （7）②v）見学通路…「体験型の展示スペース」とは、どんなものを想定しているのか。 | 市として想定しているものもありますが、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウによる、趣旨に沿った提案を求めることとします。 | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|--|-------|
| 62 | <p>要求水準書（案）P18（2）環境保全</p> <p>抽象的な「再生可能エネルギーの導入検討」では単なる努力目標（事業者の提案次第）になってしまうので、具体的に「太陽光発電もしくは太陽熱利用システムを導入し、自然エネルギーの有効利用を図ること」と明記されることを望みます。</p> <p>【参考】「小平市学校給食センター更新事業 要求水準書（修正版）」p.17</p> <p>【参考】「さいたま市立中等教育学校(仮称)整備事業 要求水準書」p.17</p> <p>【参考】土佐市立学校給食センター（環境省ZEB化事業）</p> | <p>環境保全・環境負荷低減を達成するための具体的な手法については指定せず、事業者からの積極的な提案が受けられるよう、事業者選定の過程でこの項目について評価する予定です。</p> | 無 |
| 63 | <p>要求水準書（案）P19（1）電気設備</p> <p>受変電設備等と並んで「太陽光発電設備」について項目を立て、災害時の利用や余剰電力の取り扱い、売電時の収入の帰属等詳細について記載すべきではないでしょうか。</p> <p>【参考】「小平市学校給食センター更新事業 要求水準書（修正版）」p.20</p> | | |
| 64 | <p>要求水準書（案）P20④受変電設備</p> <p>商用電力停電対策については、どうされますか。</p> <p>【参考】「館林市立学校給食センター整備運営事業 要求水準書」p.26</p> | <p>自家発電機等によりライフラインを自給できても、十分な食料を備蓄するスペースがないことなどもあり、発災直後の炊き出しについては有効性や実現可能性に課題があると考えており、物流の再開後・ライフラインの復旧後に、炊き出しを行う想定をしています。</p> | 無 |
| 65 | <p>要求水準書（案）P63（5）緊急時対応</p> <p>ライフラインが停止した場合の炊き出しに対応できるように、防災備蓄倉庫だけでなく、自家発電設備、ガス対応炊飯設備等、具体的に盛り込む必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>【参考】「(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業 要求水準書」p.16、31、88、89</p> <p>【参考】「(仮称)八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業 要求水準書」p.11</p> | | |
| 66 | <p>要求水準書（案）P32 i) ii)外構</p> <p>雨水処理は「国立市雨水流出抑制指導要綱」に基づき、雨水浸透ます、雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設の設置を明記されるよう、お願いします。舗装についても、「車両荷重に耐えられる」だけでなく、透水性の舗装とすることを明記してください。</p> <p>【参考】「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業 要求水準書（修正版）」p.27-28</p> | <p>雨水排水については、「国立市雨水流出抑制指導要綱」に従うよう、要求水準書（案）P24②下水道 ii) に記載しています。舗装については、事業者の提案によるものとします。</p> | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|----------------------|---|---|-------|
| 67 | <p>要求水準書（案）P32 iii) 駐車場 調理場という用途と敷地面積の関係から建物そばの緑化は難しいので、一般車（庁用車/来客）の駐車場の仕上げについて、緑化を明記してはいかがでしょうか。</p> <p>【参考】川越市菅間給食センター、土浦市給食センター、習志野市給食センター</p> | <p>緑化面積については、関連諸基準を満たすよう記載しており、具体的な方法については事業者の提案によるものとします。</p> | 無 |
| ○業務従事者（調理員・配膳員等）について | | | |
| 68 | <p>要求水準書61ページ（3）業務従事者についての要件が、各責任者についてしか記載されていません。調理業務従事者についても、一定程度の有資格者と正規職員をは一定程度の有資格者と正規職員を配置するよう明記してください。このままでは、責任者以外の調理従事者は全員不慣れなアルバイトでもよいことになってしまいます。子どもたちの命を支える業務には相応の待遇で経験を有した従事者を新センター開業時から配置してください。</p> | <p>調理業務従事者に関しては、要求水準書（案）の中で統括責任者・調理責任者・食物アレルギー対応食責任者・食品衛生責任者を最低限正規職員として配置することとしています。また、積極的な正社員への登用といったことも、事業者には求めています。前提として安全に調理等の運営業務が行えるように事業者側で、その人員配置を行うこととしています。また、稼働当初時においては、本市の調理員及び配膳員を積極的に雇用するよう記載しています。</p> | 無 |
| 69 | <p>第5章第1節1. 調理員に関しても、一定の割合で正規職員を配置するようにしてほしい。</p> | | |
| 70 | <p>要求水準書（案）P61（3）業務従事者 市議会（2020/2/18総務文教委員会）の答弁によると、各調理室の責任者として12名程度、正規職員の配置を想定している（直営の場合は相当数の正職員を配置しなければならない）とのことですので、各調理室の責任者（有資格者）として必要な人数（十数名）を、運営企業の正規職員として配置することを明記すべきです。</p> <p>【参考】「小平市学校給食センター更新事業 要求水準書（修正版）」p.65のf</p> | | |
| 71 | <p>入れ替わりの少ない、余裕のある職場環境を保つため、アルバイト、パートの人数をごく少数にする（具体的に正社員の割合を記載する）。給料も市の正規の公務員同程度を目安にし、全体の人数を作業に対して余裕をもって雇用する。長期休みにも途切れない雇用を保証する。人件費を削ることは直接子供の健康被害に繋がるのでこれらは必ず市が指定し要求水準書に記載すべき。</p> | | |
| 72 | <p>小平市の「要求水準書」には、業務従事者のところに「事業者は、調理業務従事者のうち7名以上は栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置させること」とあります。国立市の「要求水準書」にも最低限の正規職員数と有資格の基準を明記してください。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|--|-------|
| 73 | 調理部分を民間委託することは、市議会においても最後まで問題になったところです。小平市の「要求水準書」には、業務従事者のところに「事業者は、調理業務従事者のうち7名以上は栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置させること」とあるのに、国立市（62ページ）ではそこがすっぽり抜け落ちています。その代わり、「正社員への登用促進、市職員の積極雇用、初任者研修について」の項目を付け加えています。しかしこれでは、責任者以外は全部非正規のアルバイトでもよいことになってしまいます。小平市のように、最低限の正規職員数と有資格の基準を書いておくことが必須です。 | 前ページのNo.68～72の回答をご覧ください。 | 修正の有無 |
| 74 | 要求水準書案には、配膳員の学校との関係について書かれていません。どのように学校内で仕事をされるのか、外部の民間会社の配膳員に直接の指示ができない中、生徒、児童とどう関わるのか、明記してください。昨年の説明会でもありましたが、配膳員さんの存在は子どもたちにとっても大事な存在です。今までのような交流がなくなる中、子どもへの影響が心配です。 | 現在も、学校からの要望等は日常的な連絡事項を除き、給食センターを通して配膳員に伝えており、その点については変わりありません。児童生徒との関わりについても、委託であるからできなくなるとは考えていません。 | 無 |
| 75 | 要求水準書（案）72ページ ii 配膳員について（その他） 配膳員はこれまで市の職員だったので、何かあったときに個々の配膳員が直接学校の職員とやりとりをすることができました。が、委託となった場合はできなくなると思います。その際、各現場に責任者を置くのでしょうか。何かあって、市に連絡したとしても、時間がないなか迅速な対応が可能なのでしょうか。学校の職員の負担が増えるのではないのでしょうか。 | | |
| 76 | 配膳員をセンターから配達された給食をただ単に手渡しするだけの存在にしてはいけないと思う。結果的に民間委託先の人が入るとしたら『子どもたちの成長を見守る責任ある一員』としての自覚ある言動を望む。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---|-------|
| 77 | 配膳員について（P71～72）配膳員はこれまで市の職員として、学校の職員名簿にも載っていたり、児童生徒用の卒業アルバムにも写真が載るように、責任と誇りを持って取り組んできた。子どもたちの成長を見守り、学校の先生たちと話もできた。教育の一環としての学校給食の現場に、今後、民間委託先の人が入り出すことになる。子どもに直接関わる意味からもその倫理性や責任は重要。緊急事や安全性の問題が起きた時の責任を業者任せには出来ず、緊張感を持ったチェック体制が必要だ。 | 前ページのNo.74～76の回答をご覧ください。 | |
| 78 | 従業員の待遇の保証について要求水準書に明記すべき。安全や清潔、食育などは、どんなにハード面を整えても働く従業員さんたちにかかっている。余裕の無い職場では、安全、清潔、教育的視点は脅かされる。従業員さんたちの、生活に不安の無い、安心して働ける待遇が必須である。正社員の人数、全職員数ともに十分数配置し、長期休みにも仕事が途切れない雇用方法、報酬額を市職員を基準として十分な金額とすること。アルバイトやパートが多く人の離職、求職の頻繁な給食センターは、安全面だけ考えても危険と隣り合わせであり、子の健康に直接影響する給食を任せられない。職場環境の定期的な点検と改善。職員の入れ替わりが激しい現場にならぬよう以上の点を十分行うことを明記すべき。この点でコストダウンを図れば、子供たちの安全に直接影響が出るため、人件費でコストダウンを考える業者は決して採用してはならない。 | 業務従事者の待遇については、正社員への登用、調理師免許や管理栄養士資格等の取得支援・長期研修、定期的な満足度調査の実施等、調理員及び配膳員の勤労意欲の向上を図る取り組みを実施するよう求めており、事業者選定の過程でこの項目について評価する予定です。人件費の改定についても、適切な指標を用いて改定を行われるよう、入札公告時に公表する事業契約書（案）等でお示しする予定です。職場環境の向上についても、要求水準書（案）の第2章設計業務において、様々な内容について取り組みを求めています。 | 無 |
| 79 | 従業員の待遇の保証について。必ずホワイトな職場環境を整え都度チェックし改善すること。安全や清潔、食育などは、働く従業員さんたちに左右される。正社員の人数、全職員数ともに十分数配置し、長期休みにも仕事が途切れない雇用方法を整えること。報酬額を市の一般的正職員を基準として十分な金額とすること。余裕の無い職場では、安全、清潔、教育的視点は脅かされる。アルバイト、パートの人数をごく少数にする(全体の2割以下、など具体的に指定。)人件費でコストダウンを考える業者は決して受け入れてはならない。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---------------------------------|-------|
| 80 | <p>要求水準書（案）P62（3）業務従事者</p> <p>正職員についても、政府が進める「同一労働同一賃金原則」の考え方からすると、国立市の給食センター運営事業に従事する労働者の賃金は、直営であっても委託であっても可能な限り同一の賃金水準でなくてはなりません。その処遇や労働条件（賃金・手当・休暇・育児休業等・社会保険・健康診断・研修・福利厚生）は国立市の職員に準じたものとするよう明記すべきです。具体的には、「国立市職員の給与に関する条例」第別表第3条に行政職給料表（二）に準ずる給与体系と労働条件（手当・休暇・育児休業等・社会保険・健康診断・研修・福利厚生）が保障されるべきです。また、委託期間中に国立市の技能老無職の処遇や労働条件が改定されれば、それにあわせて委託業務従事者の処遇や労働条件、委託費も変更されることを明記する必要があります。</p> <p>【参考】「福岡市第3給食センター整備運営事業 要求水準書」p.61-62</p> <p>【参考】「三豊市新学校給食センター(南部地区)調理等業務委託事業 要求水準書」p.1、7</p> | <p>前ページのNo.78～79の回答をご覧ください。</p> | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---------------------------|-------|
| 81 | <p>要求水準書（案）P62（3）業務従事者</p> <p>調理のみならず、下請けを含む設計・建設・維持管理・運営全ての業務において、生活できる賃金（時給1500円）を保障すべきです。それが直ちには無理だとしても、現在の調理員及び配膳員の受け入れ（継続雇用）を求めるならば、その処遇や労働条件（賃金・手当・休暇・育児休業等・社会保険・健康診断・研修・福利厚生）は現状を下回らないように明記すべきです。具体的には、「国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例施行規則」別表第1に規定する給食調理員（第一種1-2職調理員、第二種2-1職調理員、第二種2-2職配膳員）と同等以上の給料（時給：第一種調理員1430円、第二種調理員1130円、配膳員1030円）と労働条件（手当・休暇・育児休業等・社会保険・健康診断・研修・福利厚生）が保障されるべきです。運営業務（5章）のみならず、警備・清掃等の維持管理業務（4章）の業務従事者についても、最低限、同職種の国立市職員の処遇と労働条件に準じたものとすべきです。また、委託期間中に国立市の会計年度職の処遇や労働条件が改定されれば、それにあわせて委託業務従事者の処遇や労働条件、委託費も変更されることを明記する必要があります。</p> <p>【参考】「福岡市第3給食センター整備運営事業 要求水準書」p.61-62</p> <p>【参考】「三豊市新学校給食センター(南部地区)調理等業務委託事業 要求水準書」p.1、7</p> | 13ページのNo.78～79の回答をご覧ください。 | |
| 82 | <p>要求水準書（案）P62xii）業務従事者</p> <p>現在の直営給食センターから継続して雇用される調理員及び配膳員の賃金・労働条件は、低下させないとの認識でよろしいでしょうか。</p> | | |
| 83 | <p>（具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。）</p> <p>健全な職場環境を整え都度チェックし、離職率を低く抑えるために都度改善すること。具体的な離職率の目標設定を提示する。従業員に関して、正社員の人数、全職員数ともに余裕をもって雇用し、長期休みにも仕事が途切れないよう設定する。報酬額を市の一般的正職員を基準とし、十分な金額にする。アルバイト、パートの人数をごく少数にする事を具体的に指定する。9割正社員、など。人件費でコストダウンを考える業者は公共事業である給食センターには不適格なため。子どもの給食の安全性と教育的観点は現場の余裕の無さにより失われると思われま。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---|-------|
| 84 | <p>要求水準書（案）P3（4） 労務環境 配慮すべき「労務環境」の捉え方が、物理的な環境に留まっています。処遇や労働条件（賃金・手当・休暇・育児休業等・社会保険・健康診断・研修・福利厚生）を配慮すべきものとして明記すべきではないでしょうか。</p> <p>【参考】「三豊市新学校給食センター(南部地区)調理等業務委託事業 要求水準書」p.1、7</p> | <p>基本方針における「労務環境」はご指摘のとおり、物理的な環境を指しています。処遇や労働条件への配慮は、業務従事者に関する項目等に具体的に記載しています。</p> <p>13ページのNo.78～79の回答もあわせてご覧ください。</p> | 無 |
| 85 | <p>要求水準書（案）P61（3） 業務従事者 調理責任者が欠けたときにその職務を行う調理副責任者、配送・回収業務を指導・管理する配送責任者についても、運営企業の正規職員として配置することを明記すべきです。</p> <p>【参考】「(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業 要求水準書(修正版)」p.74</p> | <p>各責任者が不在の場合でも、業務に影響のない人員配置をするよう追記します。</p> | 有 |
| 86 | <p>要求水準書（案）P61（3） 業務従事者 責任者については、離職する場合を除き、運営業務を安定的に継続実施するため、原則、最低1年間は固定すべきです。</p> <p>【参考】「(仮称)厚木市学校給食センター整備運営事業 要求水準書」p.85</p> | <p>各責任者については離職する場合を除き、原則、最低1年間は固定する旨の要求水準書への追記を検討します。</p> | 有 |
| 87 | <p>要求水準書（案）P62 iv） 業務従事者 「食物アレルギー対応食任者」とありますが、「食物アレルギー対応食責任者」の誤り（脱字）と思われます。</p> | <p>ご指摘のとおり脱字であり、修正します。</p> | 有 |
| 88 | <p>要求水準書（案）P62 iii） 業務従事者 現在の直営給食センターの会計年度任用職員を調理責任者として継続雇用する場合、正社員（正規職員）として採用するとの認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>そのとおりです。</p> | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|------------------------------------|--|---|-------|
| ○アレルギー対応食について | | | |
| 89 | 説明会でメリットとしていたアレルギー対応食の導入を「除去食」から始めるのはおかしい。「代替食」を基本とすべき。 | 学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）より、原則的な考え方として「学校給食で最優先されるべきは、安全性である」とされています。民間事業者のノウハウにより、体制を十分に整えたうえでアレルギー対応レベルを上げていきたいと考えています。食数については現状を調査した結果、60食としました。また、品目についても調査の結果を受け、卵と乳がもっとも必要とされると想定しました。対象品目の拡大は本市の実態に合わせて決定します。 | 無 |
| 90 | 「アレルギー対応食調理」（P67）が出来る新センター建設は、国立市が民間事業者のノウハウを最も必要とした「売り」の部分だったはずだ。「開業当初は除去食を基本とし、徐々に代替食を行うことを想定してしている」とあるが、そもそも、60食に限定した除去食を現場に近い数に増やし、さらに、開業時から代替食ができるよう対応を求めるべきではないか。国立市のどの子ども給食を食べられるようにすべきである。 | | |
| 91 | 「アレルギー対応食調理」（P67）が出来る新センター建設は、国立市が民間事業者のノウハウを最も必要とした「売り」の部分だったはずだ。「開業当初は除去食を基本とし、徐々に代替食を行うことを想定してしている」とあるが、そもそも、60食に限定した除去食を現場に近い数に増やし、さらに、開業時から代替食ができるよう対応を求めるべきではないか。 | | |
| 92 | 要求水準書（案）P67 iv）アレルギー対応 想定する対象原因食品として4品目をあげていますが、小麦、果物、ナッツ、甲殻類等、主要なアレルゲンへの対応も検討してください。 【参考】「伊賀市小学校給食センター整備運営事業 要求水準書(修正版)」p70 | | |
| ○食材調達について（地場野菜の使用・放射性物質の測定検査等）について | | | |
| 93 | 地場野菜について、明確な使用割合等の記載を入れてください。 | 国立市第二次基本計画において地場野菜の使用割合20%以上を目標としている旨の記載を検討します。 | 有 |
| 94 | 地場野菜を30%を目標に取り入れていくということを記載する。主食米飯、国産米使用、農薬削減(独自の基準として)、地産地消の推進と具体的目標についても記載が必要。食料調達は市の管轄とことだが、形の不揃いや、土つき、減農薬野菜などは調理師さんの手間へ影響するなど、全体へ影響があるため、要求水準書に明記すべき。 | | |
| 95 | 第2節 本事業の基本方針 地場野菜を給食に利用し、20%使用を目標にしていることを明記して欲しい。併せて、地産地消の取り組み、地域農家との触れ合いも明記し食育の充実に取り組んで欲しい。コロナ禍の中で、給食材料の地元調達は安全保障ともいえる。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|--|-------|
| 96 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 地場野菜の使用 | 前ページのNo.93～95の回答をご覧ください。 | |
| 97 | 地場野菜を30%を目標に取り入れる。主食米飯、国産米使用、薬削減(国立市独自の基準として)、遺伝子組み換えやゲノム編集食品の不使用、地産地消の推進と具体的目標についても記載。季節の野菜など食育に基づいた食材を使用する。国産にこだわって食材を使用する。(食料調達は市が行うから記載がないのかもしれませんが、調理現場からの作業上の意見なども出る可能性があります。そういった給食センター業者の都合に影響されず上記のような食の安全や食育の観点から考える給+B60食が最優先されることを明記する必要があります。食材調達は必ず市が独自に決定し、地産地消と、国内自給率向上、季節の食材、食育、食材の安全を最優先すると要求水準書にはっきり記載すべきです。今の記載だと市が食材調達を管轄すること、市民参加が可能なことは書かれているが、給食センター業者側の都合や意見がそれらに与える影響の有無ははっきり書かれていません。業者側は食材に関して一切の決定権をもたないことを明確にしておく必要があります。 | 食材の調達は「国立市学校給食用物資納入基準書」に基づいて、市側が決定する旨を記載します。 前ページのNo.93～95の回答もあわせてご覧ください。 | 有 |
| 98 | 地場野菜の使用、主食米飯、国産米使用、農薬削減の食材使用、遺伝子組み換えやゲノム編集食品の不 使用、地産地消、国産食材使用、食育に基づいた食材の選定の推進と具体的目標について具体的な目標 数値と共に記載する。市が食材の調達を行うこともあわせて改めて要求水準書に明記すべき。 | | |
| 99 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 主食米飯 | | |
| 100 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 農薬削減の食材使用 | | |
| 101 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 遺伝子組み換えやゲノム編集食品の不使用 | | |
| 102 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 地産地消、国産食材使用 | | |
| 103 | 「基本方針」の「食育の推進」に、「地産地消」を加筆するとともに、「地元野菜20%使用が当面の目 標である」ことも書いておくべきである。 | | |
| 104 | 第6節 諸条件 献立作成・食材調達の一覧に、瓶牛乳について明記して欲しい。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---|-------|
| 105 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 市が食材の調達を行い、業者からの意見にその内容を左右されない。 | 前ページのNo.97～104の回答をご覧ください。 | |
| 106 | 放射性物質の検査について、市側が行うとしても手順での調整が必要であると思いますので、毎日どのような手順で行うのか、また外部機関での食材の検査についても明記してください。 | 食材等の放射性物質の測定検査については、新しい学校給食センターにおいても、市が責任をもって行います。市の業務範囲とはなりますが、要求水準書にもその旨を記載します。 | 有 |
| 107 | 現在、給食を子ども達が、口に入れる前に放射能検査されていると思いますが、それについて明記されていないかと思しますので、放射能検査についても、明記されることを望みます。 | | |
| 108 | 放射性物質検査を毎日実施することを記載すべき。 | | |
| 109 | 第2節 本事業の基本方針 食の安全性の確保の中に、放射能検査に関しても明記して欲しい。 | | |
| 110 | (要求水準書に追記が必要な内容) 給食の放射線検査の毎日の実施 | | |
| 111 | (具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。) 給食の放射線検査の毎日の実施 | | |
| 112 | (具体的な数値目標をあげて記載すべき) 給食の放射線検査の毎日の実施 | | |
| 113 | 「基本方針」の「食の安全性の確保」に、これまで市が行ってきた「放射能物質の検査」を入れておくべきである。必ず毎日測定を続けてもらいたい。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|-----------------------------------|-------|
| 114 | <p>今回の新給食センター整備運営事業要求水準書（案）について簡単ですが当時5年間議論され続けていた給食センターのPFI事業化についての話し合いの経緯を記憶するものとして意見させていただきま す。5年間の運営審議会の議論の中で、保護者として一貫して、現在の直営の継続を望んでまいりまし たが、直営が難しいのであればたとえPFIになったとしても「食の安全」の根幹である「食材の放射性 物質の検査」を必ず継続していただきたい旨、お伝えし続けてきました。当時の事務局からも、審議会 において常に「必ず市の責任において、現在実施している放射性物質の検査は継続する」「食材の購入 は市が行い、業者に任せることはない」という点を必ず守ると約束するので、運営形態がPFIになった 際もこの点については安心していただきたい、と断言をいただけてきました。5年間の間に何度このや りとりをしたかわかりません。議事録にもきちんと記載があるはずですが、この「現在実施している放射 性物質の検査」とは、より具体的には、完成した給食について給食センター内での測定と、そのほかに 汚染の可能性の高い産地で生産された食材をその食材ごとに外部検査機関（同位体研究所による精密な 測定）にて測定し、この外部検査機関にて放射性物質が検出された食材については給食の食材として使 用しないこと」を指します、これは今現在も継続して行っていた通りです。さて今回の要求 水準書ですがこの点について一切の記載がありません。それどころか、「学校給食事業については、基 本的に市が責任を持ってこの事業を行う」という大前提になる文言が見当たりません。（膨大な資料を 読み込む時間を多くは取れませんでしたので見落としがありましたらご指摘ください）食材の選定とそ の食材の安全性を担保する放射性物質の検査は市が責任を持って行っていただくとお約束で、業者が 行うことではないから記載がない、ということなのかもしれませんが、原発事故以後国立市が行ってき たこの働きは、他自治体にも多くは例がない、こどもたちの食の安全を何より守るという理念にもとづ いた誇るべき働きであると思います。給食センター事業をになう事業者にはこのような市の基本姿勢を 理解していただく必要が不可欠であり、書面をもってあらかじめ了承をえておくべき、またこの市の方 針を理解し業務にあたっていただける事業者でなければならないと考えます。そうでなければのちのち にトラブルになりかねない事柄であるとも懸念いたします。以上の点につきまして、要求水準書の加筆 修正を強く要望いたします。</p> | <p>前ページのNo.106～113の回答をご覧ください。</p> | |
| 115 | <p>「基本方針」の「食の安全性の確保」に、これまで市が行ってきた「放射能物質の検査」を入れてお くべきではないか。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----------------------|---|--|-------|
| ○食器・食缶について | | | |
| 116 | 第3章4. (4) 食器 食器は、コレールを希望。 | 学校給食に使用する食器は、使う、洗う、運ぶ等において、割れにくいことが重要だと考えています。そのうえで子どものけがや運搬のしやすさを考慮し、PEN食器を選定しています。 | 無 |
| 117 | 食器選びなどは目の前の使い勝手や価格優先で選ばず、地球規模の環境問題も視野に入れた観点からの選択を望む。給食は料理の安心安全はもとより、手に取る食器なども含めて総合的な配慮が大事且つ不可欠。 | | |
| 118 | 「什器・備品等設置業務」の「食器・食缶」(P45)に、食器は業者に任せるようにあるが、給食をどのような食器やはしで食べるかは、食育の観点からも重要である。プラスチックやポリカーボネートなど安全性に不安のある安価な素材に走らないよう、市のスタンスが必要。府中市や武蔵野市のよう、軽量強化磁器やコレールを使う、またお箸は木製にするなど、市のスタンスを明確にしておくこと。 | | |
| 119 | 「什器・備品等設置業務」の「食器・食缶」(P45)に、食器は業者に任せるようにあるが、給食をどのような食器やはしで食べるかは、食育の観点からも重要である。プラスチックやポリカーボネートなど安全性に不安のある安価な素材に走らないよう、市のスタンスが必要。府中市や武蔵野市のよう、軽量強化磁器やコレールを使う、またお箸は木製にするなど、市のスタンスを明確にしておくこと | | |
| ○自主事業・学童保育所への給食提供について | | | |
| 120 | 学童保育所への給食提供と概要版には書かれているが、要求水準書の中には書かれていない。これは、本市と協議に応じることとあるのみで、実際には事業者の任意に任されている。これは、市がかなりの予算をつけるか、もしくは受益者負担になるということで、市民サービスの向上にも、コスト削減にもなるのか疑問。しっかり要求水準書に明記して、学童保育所に給食の提供がされるようにお願いします。また、その際の食材は学校給食で出される水準のものを市が責任を持って調達してください。 | 学童保育所への給食提供については、現段階では提供方法等が未定であるため、本事業における実施を必須としていません。新しい学校給食センターを活用して給食提供を行う方針決定があった場合には、添付資料7「長期休暇中の学童保育所への給食提供について」で示した実施条件に基づき、市との協議に応じるよう求めています。また、要求水準書(案)12ページに長期休暇中の学童保育所への給食提供についての記載があります。添付資料7「長期休暇中の学童保育所への給食提供について」に献立作成とあわせて食材調達についても市が行う旨記載します。 | 有 |
| 121 | 学童保育所への給食提供を要求水準書に必ず記載するべき。別の契約とせず、必ず学童給食が要求水準書の時点で保証されるべき。これは男女共同参画社会において必須である。 | | |
| 122 | 第2節 本事業の基本方針 必要な子への夏休み中の給食、学童への給食提供を明記して欲しい。 | | |
| 123 | その他 長期休業中の学童等への食事提供についても、水準書の中に明記してほしい。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|---|-------|
| 124 | <p>(要求水準書に追記が必要な内容)</p> <p>学童保育所への給食提供別の契約とせず、要求水準書に記載する。学童給食は要求水準書の時点で必ず、余分な負担なく行われる必要があります。ほとんどの家庭が共働きで子育てをしている今、学童の給食は必ず必要です。</p> | <p>前ページのNo.120～123の回答をご覧ください。</p> | |
| 125 | <p>(具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。)</p> <p>学童保育所への給食提供。別の契約とせず、要求水準書に記載する。</p> | | |
| 126 | <p>「概要」(P5)に、「長期休暇中の学童保育所への給食提供について」とあり、事細かに具体的に書かれている。しかし「要求水準書案」に、その記載がほぼないのは、おかしい。</p> | | |
| 127 | <p>「自主事業」(P5)の⑤に、「調理作業を伴う収益事業を行う場合は、食中毒リスク防止のため、学校給食で提供する同一食材を使用すること」に加えて「夏休みなど学校給食を長期停止している場合は除く」付記されている。これでは、食材調達権限が民間に移され、食材の安全性と質の維持に不安が出かねない。再検討を求める。</p> | | |
| 128 | <p>学校給食以外について・・・学童保育所への給食提供は給食センターとしてこのご時世には必須です。別の契約ではなく要求水準書に記載すべきです。また、災害時の炊き出し機能を記載し、さらに社会情勢にあわせて、市民が必要とした場合、学校給食以外の配食も必ず対応すると確約させるべきです。</p> | <p>現時点で市として事業者を求める内容については記載をしております。その他に市が必要と判断した配食関連の事業の対応を求める場合については、その内容に応じて、実施条件や必要なサービス対価について、事業者と協議すべきものと考えています。</p> | 無 |
| 129 | <p>付加価値についてが曖昧すぎる。具体的に明記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の炊き出し ・平常時や長期休暇などの子ども食堂的な役割について ・今回の新型コロナウイルスでの自粛期間のような際の孤立する高齢者や、貧困家庭での子供の食に対する支援。 <p>必ずそれらのために給食センター業者が稼働する事を明記すべき。他にも、他市の取り組みを勉強して、要求水準書に記載すべき。その他、市が必要と判断した配食関連の事柄がある場合、必ずそれらのために給食センター業者が稼働する事を明記すべき。</p> | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|------------|--|--|-------|
| 130 | (具体的に要求水準書に下記の内容の追記を求めます。) 社会情勢にあわせて、市民が必要とした場合、子ども食堂や高齢者への配食など学校給食以外の配食業務にも必ず対応する。 | 前ページのNo.128～129の回答をご覧ください。 | |
| 131 | (要求水準書に追記が必要な内容) 今回の新型コロナウイルス自粛期間中のような場合をはじめ、平常時や長期休暇など、市民が必要と判断した場合、子ども食堂や高齢者への配食など学校給食以外の配食業務にも必ず対応する。 | | |
| 132 | 要求水準書(案)5ページ自主事業 「自主事業」の位置づけがわからない。内容を見るとぜひ実現してほしいことが書かれているが、事業者は負担に感じ、実現しないと思ってしまう。 | 要求水準書(案)に記載のある具体的な内容は市が示した自主事業の例です。事業者がこれまで培ったノウハウやアイデアに基づく事業者からの積極的な提案が受けられるよう、事業者選定の過程でこの項目について評価する予定です。 | 無 |
| 133 | 第2節 本事業の基本方針 「学校給食以外の他事業と連携・協力を行い、学校給食に加え新たな機能を付加する」とある。どのようなものを市は想定しているのか。電気製品もそうだが機能の付加がありすぎるより、シンプルに本事業の充実が先と考える。 | ご指摘のとおり、最優先とすべきは学校給食の提供という本事業の充実であると考えています。一方で、事業者のこれまで培ったノウハウやアイデアの提案を求め、その他の分野における市民サービスの向上を図っていきます。 | 無 |
| ○評価委員会について | | | |
| 134 | 要求水準書には、地元農家等との共同事業や災害時の対応について書かれています。また、市が食材調達を行うにあたり、今後も地場野菜の活用推進が期待されます。事業者評価委員会には、市内の農家や防災推進にかかる市民等を入れてください。 | 評価委員会は給食・食育・金融・建設に関する学識経験者、学校保護者、学校長及び市栄養士から構成されています。事業者を評価するにあたり、ご指摘の視点も重要になると考えますが、委員を追加することは考えていません。 | 無 |
| 135 | 評価委員に、地元商店会や農家が入っていないのは問題。給食(や子どもたち)は地域で育み、育てるものである視点や理念が欠けていた証となってしまった。今後、地元商店会や農家の意見をどう入れているか検討すべき。 | | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----------------|--|---|-------|
| ○質問・意見募集の方法について | | | |
| 136 | 国立市ホームページのパブリックコメント（意見公募）の一覧に、本件に関する意見募集について掲載されていないのはなぜですか。 | 通常パブリックコメントは、各行政分野における基本的な計画や条例の制定等について行っています。今回の質問意見の募集は、事業者の選定について行っており、パブリックコメントとして行ったものではございませんので、ホームページのパブリックコメントの一覧には掲載していません。 | 無 |
| 137 | この事業は、委託費が62億もかかる大きな事業ですから、正式なパブリックコメントを取るべきだと思います。 | | |
| 138 | 要求水準書は、これからのくにたちの学校給食のあり方を決定するものであると思いますので、大変重要なものだと思います。まず、これをパブリックコメントとして募集されなかったことは大きな問題であると思います。時間はあったはずであるのに、なぜ募集されなかったのでしょうか。 | | |
| 139 | ○そのほか パブコメ募集としなかった理由について聞きたい。 | | |
| 140 | 今回のパブリックコメントも、周知が十分でなく、当事者の親である私の知人はみな知らなかった。更なる周知と、意見を募る工夫が必要。知らないうちに、子供以外の都合でコストダウン重視で決まっている印象である。『要求水準書への意見、質問』のような資料や経緯を知らないと発言しにくい方法ではなく、『子供たちの給食と給食センターをどうしていくべきか』『給食センター建て替えと今後の給食への希望と意見、質問』というように、すぐに忙しい保護者が言いたいことが出てくるような聞き方でも、もう一度市民から意見を募るべきである。 | 施設の整備方針や事業手法、運営に関しては「新学校給食センター整備事業方針（2020（令和2）年3月）」において検討を行っており、策定にあたっては、各校PTA役員会や入学前説明会等に出向き説明を行ったほか、各校で意見交換会を行いました。今後も意見募集を行う際には、周知の工夫を行っていきます。 | 無 |
| 141 | パブコメは形式との市職員の話だが、それでは本意見書はどのような取り扱いとするのか。 | いただいたご意見は、要求水準書の修正や今後の検討の参考といたします。また、ご提出いただいたご意見については全て公表しています。 | 無 |
| 142 | 今回のパブリックコメントが、市民の声として重要視され、今回の案件にきちんと生かされるのでしょうか。それを聞きたいと思います。今回提出された全ての意見の公表をお願いします。 | | |
| 143 | 第一小学校で開催された説明会で、質問しつつお伝えした意見が反映されていない。水準書に記載するので大丈夫、というご回答があったが記載されていない。意見を募っても反映しないのでは無意味である。 | 「新学校給食センター整備事業方針（2020（令和2）3月）」を策定する際にいただいたご意見等を踏まえて、要求水準書（案）の検討を行いました。必ずしも全てのご意見が反映されているわけではないことについてご了承願います。 | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|------------|--|---|-------|
| ○PFI手法について | | | |
| 144 | 国立市には、これまでに市と市民が協働で作上げてきた「国立基準」という不文律があり、この国立市独自の基準は、今後とも遵守されなければなりません。給食センターは、本来は市が公的立場で市民に対する責任をもって運営すべきであり、そのことによってこそ「国立基準」が守られるという考えは、現在も変わることはありません。新型コロナ禍、地球環境の激変など多岐にわたる困難をかかえる今日、民間自体が大きく揺らぎ、危機的な状況にあります。今こそ、公的な立場、行政が支えるべきときです。民間委託への方向は、もう一度立ち止まって再考していただきたいと思います。 | PFI手法について、費用面及びサービス・運営面から検討した結果、いずれも効率性及びサービスの向上が見込まれ、PFI手法が有効であるとの結果に至りました。2020（令和2）年3月に策定した「新学校給食センター整備事業方針」において、PFI手法で事業を進めることを方針決定しています。 | 無 |
| 145 | 事業者への委託料が跳ね上がっていく現状を鑑みても、そもそも学校給食という「未来の市民社会の種播き」とも言える事業をPFIにしてしまうメリットがどこにあるのか、甚だ疑問。 | | |
| 146 | 他の自治体に於て、「質の低下」「経営上の不始末による倒産と労資紛争」があり、PFI方式の破たんが起きている事から、PFIは中止すべきと思う。 | | |
| ○その他 | | | |
| 147 | 要求水準書59ページ1. 業務の対象範囲の中に、給食センターが設置する委員会に事業者が事務局として出席する、との記載があります。打ち合わせや朝礼ではなく、市主催の委員会に民間事業者が事務局として出席することは法的に可能なのでしょうか？偽装請負にはなりませんか？ | 業務の一環として、統括責任者、調理責任者または食品衛生責任者が必要に応じて出席することとしており、偽装請負には当たるとは考えていません。 | 無 |
| 148 | 要求水準書28ページに「市職員11名程度」とありますが、どのような職種・担当の職員が配置される予定ですか。 | 市職員の執務スペース等について、事業者が検討する際に必要な条件を示すため、現在の事務職及び栄養士の人数を想定として記載したものであり、将来の人員や職種については決定していません。現在の担当業務としては、事務職は給食費の徴収や各委員会の運営等、栄養士は献立作成、食材調達、食育推進等を担当しています。 | 無 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|--|-------|
| 149 | 第4章維持管理業務P.53～P.55にのみ「クレーム対応」についての記載が数箇所あります。市民からは維持管理だけに限らず様々な意見、要望、クレームが寄せられるはずです。そのような市民からの声はすべて国立市が把握するべきだと思います。要求水準書には、事業者寄せられた市民の声はすべて速やかに市に報告すべき旨を加えていただきたいと思います。 | 事業者寄せられた市民のみなさまの声はすべて市に報告され両方で共有できるよう、要求水準書の記載を検討します。 | 有 |
| 150 | 6. 各種提案 学校からの提案だけでなく、子どもや一般市民の声も反映できる仕組みにして欲しい。施設見学者からの提案、要望もあると思うので。第4節3. のクレーム対応だけでなく。 | | |
| 151 | 全てにおいて事業者お任せでなく、市及び市民も協働できる。滞りなく『報連相』が機能する仕組み構築が必要と思う。 | | |
| 152 | 新型コロナの自粛期間に中止されてしまった議会での質問、議論の内容についても、再度日程をもうけて行うべき。どんな事情があろうと中止にして良い内容ではない。 | 議会運営についてはこの意見募集とは主旨が異なるため、お答えできませんが、ご意見として承ります。 | 無 |
| 153 | 第6節 諸条件 「自然災害やインフルエンザの流行による学校閉鎖等のため急遽変更することがある」とあるが、そのような時に市は補償を行うのか。その辺についての記載はあるか。 | ご指摘いただいたケースの取り扱いについては、現在検討中であり、入札公告時に公表する事業契約書（案）等でお示しする予定です。 | 無 |
| 154 | 現在の建設予定地は、ハザードマップで0.5m～3mの浸水地域である。盛り土3m以上の記載をすべき。災害時の炊き出し対応を実施する事、今回の新型コロナウイルスのような新しい脅威についても、対応して必要があれば必ず学校に限らず配食業務を行うことを明記すべき。 | 要求水準書（案）において、大規模災害や感染症拡大などの緊急時の対応について、事業者と「緊急時における給食支援業務等の協力に関する協定書」を締結する旨記載しています。 | 無 |
| 155 | ○そのほか コロナ禍の対策については、要求水準書で市はどのように対応していくのか。 | 7ページのNo.38～46の回答もあわせてご覧ください。 | |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|---|--|-------|
| 156 | 学校給食は教育の一環であるという前提に立ち、国立市がコツコツ育んできた文化を共有してください。身近な農家とのふれあいや地産地消などは今後ますます大事な取り組みになると思う。食べることは多くの人の手間隙を経て人の口に運ばれる事実、繋がり連鎖に想いを巡らせ生かされている事実を子どもたちに体感してもらうこと。正に、いのちの教育となるのでは。 | 「地産地消」や「地元農家とのふれあい」については、今後も市が行う業務であり、今後も実施主体として取り組みを進めていきます。 19ページのNo.106～113の回答もあわせてご覧ください。 | 無 |
| 157 | 「基本方針」の「食育の推進」に国立市が大事にしてきた「地産地消」や「地元農家とのふれあい」を追記ください。子どもたちは、ほうれん草アイスが本当に大好きでした。 | | |
| 158 | 「基本方針」の「食育の推進」から、国立市が大事にしてきた「地産地消」や「地元農家とのふれあいと関係」が抜けているのは問題。これは「基本方針」に入れるべき。 | | |
| 159 | 地産地消、地元農家とのふれあい、放射能検査について明記してください。 | | |
| 160 | 実施方針P11 (3) 落札者 入札参加者が1グループに留まり、競争入札とならなかった場合は、入札不調・最入札とするのでしょうか。 | ご指摘いただいたケースの取り扱いについては、現在検討中であり、入札公告時にお示しする予定です。 | 無 |
| 161 | 給食センターの運営は、国立市がSPCにサービス購入費を払って委託した上で、SPCから調理、維持管理事業者に再委託（丸投げ）することとなります。国立市として妥当と考えるSPCの運営経費（中抜き）の割合はどれくらいでしょうか。 | SPCの運営経費については、SPCにおいて検討する事項であり、市ではわかりません。 | 無 |
| 162 | 給食センターの運営は、国立市がSPCにサービス購入費を払って委託した上で、SPCから調理、維持管理事業者に再委託（丸投げ）することとなります。国立市の委託費（サービス購入費）が不当にSPCに中抜きされないよう、委託費の最終的な用途内訳（人件費・直接経費・管理費・補修費等）やSPCの経理の報告を義務付け、モニタリングする必要があるのではないのでしょうか。 | 事業期間中、毎年度の決算報告書等の財務書類の提出の義務付け及び経営状況のモニタリングを行うことを予定しています。 | 無 |
| 163 | 要求水準書（案）P3 (4) 労務環境 基本方針にしょうがいしゃの積極的な雇用に配慮することを明記した上で、建設・工事監理（3章）、維持管理（4章）、運営（5章）それぞれの業務の中に、具体的な雇用や人員配置について記載してはいかがでしょうか。 【参考】「福岡市第3給食センター整備運営事業 要求水準書」p.2、11、19、61 【参考】「(仮称)川西市中学校給食センター 整備・運営PFI事業 要求水準書」p.9 | しょうがいしゃの積極的雇用への配慮について記載を検討します。 | 有 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|---|-------|
| 164 | 要求水準書（案）P8⑰遵守法 建築関係資格法律に並べて「労働関係法律」として一括りにされていますが、労働関係法を遵守すべきなのは建設業務だけではないので、⑱に独立して「労働基準法、労働契約法その他各種の労働関係法律」と記載してはいかがでしょうか。 | 要求水準書の遵守すべき法制度等について、ご提案いただいた内容で記載を変更します。 | 有 |
| 165 | 要求水準書（案）P8⑰遵守法 国立市としては50年に一度の大規模な公共工事になりますので、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を記載すべきではないでしょうか。 | 要求水準書の遵守すべき法制度等について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を追記します。 | 有 |
| 166 | 要求水準書（案）3節-2業務遂行上の留意点 建設・工事監理業務においては、公共工事品質確保法の基本理念に基づいて、設計労務単価が技能労働者の処遇（賃金水準）に確実に反映されるよう、明記すべきです。 | | |
| 167 | 要求水準書（案）P55 6節外構維持管理 薬剤散布や化学肥料の使用は「極力避ける」でなく、「禁止」すべきです（特にグリサホート系除草剤やネオニコチノイド系殺虫剤）。やむを得ず使用する場合でも、関係法令の遵守だけでなく、あらかじめ市と協議することを求めます。 【参考】「千葉県こてはし学校給食センター再整備(改築)事業 要求水準書(修正版)」p.23 | 薬剤散布又は化学肥料について、やむを得ず使用する場合はあらかじめ市と協議するよう記載を変更します。 | 有 |
| 168 | 要求水準書（案）P72 7節-1洗浄 環境に配慮した洗剤を使用することを明記してください。 【参考】「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 要求水準書」p.28 | 環境に配慮した洗剤を主として使用するよう追記します。 | 有 |

| No. | 質問・意見の内容 | 市の考え | 修正の有無 |
|-----|--|--|-------|
| 169 | PFI事業者への委託料が約62億円に跳ね上がっている（約9億円の増額）。見学施設や水害対策、労働費や建設費の単価増のために跳ね上がったと聞いたが、これまでの説明と全く異なっている。そもそも、直営方式と比べてコスト削減の優位性があるのか疑わしい。委託費の全体の見積もりが、コンサル任せで、市が主体的に関与していないために、積算根拠が曖昧で、納税者市民や議会に対しての説明責任に問題が出ている。 | 積算根拠は導入可能性調査結果を基にしており、客観性があると考えています。事業費の増えた主な要因は、労務単価や建設単価などの時点修正によるものや水害対策や施設の面積増などで市が直接建設などを行った場合でも同様の結果となります。 | 無 |
| 170 | PFI事業者への委託料が約62億円に跳ね上がっている（約9億円の増額）。見学施設や水害対策、労働費や建設費の単価増のために跳ね上がったと聞いたが、これまでの説明と全く異なっている。そもそも、直営方式と比べてコスト削減の優位性があるのか疑わしい。委託費の全体の見積もりが、コンサル任せで、市が主体的に関与していないために、積算根拠が曖昧で、納税者市民や議会に対しての説明責任に問題が出ている。 (※No.169とは別の方のご意見のため掲載しています。) | | |
| 171 | 「要求水準書」と「実施方針」は整合性の取れる内容とすること。 | 整合の取れた内容となるよう引き続き検討します。 | 無 |
| 172 | 国立市が実施してほしい事業(学童保育所への給食提供等)について、事業者が実施できないと判断した場合の市としての対応はどのようなものなるのでしょうか。 | 要求水準書の内容について未達となる場合は、事業者選定段階では失格、事業契約後では改善要求やサービス対価の減額、契約解除等を行うこととなります。 | 無 |